平成２６年（フ）第６３７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目25番25―203号
債務者　今野　恵美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５号
沖縄県那覇市泉崎２丁目４番地１
債務者　糸数　昌和
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙良　祐之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７８３号
札幌市中央区北14条西15丁目７番36―３号　あいの亭205号
債務者　仲野　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　洋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７６号
山梨県北杜市長坂町白井沢522、住民票上の住所静岡県御殿場市中畑1498番地の１
債務者　小松　　夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山克己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４４９２号
大阪府八尾市緑ケ丘５―53―１、住民票上の住所大阪市平野区加美東４丁目20番20―110号
債務者　木下　勝博
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５０号
大阪府茨木市東太田１丁目１番1030号
債務者　ウエダ建設工業こと　上田　泰造
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５１号
大阪府茨木市東太田１丁目１番1030号
債務者　上田　千恵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５２号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番30―301号
債務者　松本　由昭
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５３号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番30―301号
債務者　松本　惠美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９号
山形県天童市大字蔵増甲845番地
債務者　山崎　秀行
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３２号
岐阜県本巣郡北方町小柳２丁目35番地　ファミール北方103号
債務者　高田　樹洋
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
愛知県江南市東野町七社宮８番地
債務者　長谷川裕司
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６２号
千葉県柏市豊住４丁目１番５号　メゾンド丹羽202号
債務者　山田　五郎
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５２号
千葉県松戸市松戸1050番地　大井コーポＢ棟３号
債務者　ＴＥＥＲＡＳＩＬ　ＫＡＮＯＫＫＡＲＮ（ティラシン　カノックカン）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８６号
千葉県柏市加賀３丁目30番５号　オッフェルタ岩本202号
債務者　沼田　秀美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６６６号
大阪府富田林市旭ケ丘町９番22号―202
債務者　犬飼　訓子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５４号
堺市堺区宿屋町東１丁１番２号、住民票上の住所堺市堺区大浜中町１丁２番20―105号
債務者　下野　幸雄（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係